

# 法教育

法教育  
センターニュース

No. 9

2010年12月10日  
第9号

Law-Related Education  
発行 横浜弁護士会法教育委員会

## 巻頭言

### 未来へ向けて

横浜弁護士会  
会長 水地 啓子



法教育という言葉もずいぶんと耳になじんできたように思います。

私が子どもの頃はもちろん、弁護士になった頃にも法教育などと言う言葉はありませんでした。学校では、社会科や政治経済で、憲法や三権分立などについて教えられただけのように記憶しています。政治と経済だけで司法あるいは「法」という言葉がまったく入っていないというのは、いかに司法や人権というものについて真正面からの教育がなされていなかったかということでしょうか。

もっとも、道徳の時間や学級活動、生徒会などで、お互いを尊重することや友達が嫌がることをしないこと、みんなが守っていくルールのことなどを学びました。ただ、法というものを意識的に捉えての教育ではなかったのだろうと思います。

法教育という言葉自体が使われるようになってからは、まだ10年にもなりません。横浜弁護士会に法教育センターが開設されたのが2006年4月ですから、センターが活動を開始して今年で5年目ということになります。この間にその活動はめざましく充実発展しており、少なくとも若手の会員の方々には、法教育は、おそらく弁護士となったときあるいは弁護士を目指した頃から弁護士の活動の分野の一つとして受け止められているのではないでしょうか。

私はそもそも法教育を知らなかった世代ですから、

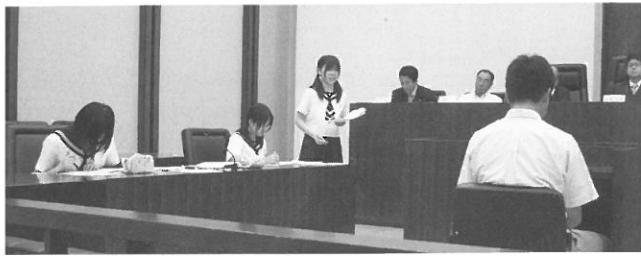
法教育とはどういうことで、いったいどんなことができるのか、弁護士としてどんな関与ができるのか、若手の会員の方々のようには実感をもって理解できていませんが、法的な思考方法を身につけたり、人権の大切さを学ぶためには、その年齢・発達程度に応じてさまざまな方法が考えられると思います。

これまでにも、法教育センターでは、裁判傍聴会や模擬裁判の指導、出前授業など様々な活動を行ってきました。最近では、神奈川県内全県立高校での平成23年度からのシチズンシップ教育本格実施に向け、プロジェクト会議に委員を派遣し、これまでに実践した法教育の教材の提供など教員用資料の作成に協力しています。また、小・中学校での法教育の実践に関しても教育関係者対象のシンポジウムでの発表授業作りに協力したり、パネリストとして参加するなど、教育関係者への協力、支援の分野にも活動が広がってきました。

未来を担う子どもたちに、法的な考え方の基礎や他人の人権・権利を尊重することを学んでもらうことの大切さは言うまでもありません。ここに弁護士として関与できることは、とてもやりがいのある幸せなことだと思います。とかく、弁護士の仕事は、紛争解決への関与が中心で、人権との関わりでも人権救済という場面で活動することが多くなります。ですから人権教育、未来に対する活動に参加することは、有意義というだけでなく、とても楽しいことであろうと思います。特に直接子どもたちに裁判や人権のことなどを伝える機会を得るということは、弁護士としての仕事をしていくうえでも、大変に良い経験であることも言うまでありません。

すべての子どもたちが充実した法教育を受けられるようにしていくため、今後は、弁護士が直接子どもたちの教育に関与すること、日常的に子どもたちの教育にあたっている教師の方々に対して協力・支援することとの両面で、法教育活動をさらに充実させていく欲しいと思っています。

# 模擬裁判選手権



平成22年8月7日、第4回高校生模擬裁判選手権関東大会（会場：弁護士会館・東京地方裁判所）が開催されました。県内からは、公文国際学園高等部と湘南白百合学園高等学校の2校が出場し、横浜弁護士会法教育委員会から各校につき3名、計6名の支援担当弁護士を派遣しました。

結果は、優勝が湘南白百合学園、準優勝が早稲田大学高等学院でした。公文国際学園の健闘も目覚ましく、県内参加校の活躍ぶりが際だった大会でした。

同大会では、実際の刑事事件をアレンジした題材を使用していますが、本年の事案は、物証が乏しく、犯行の目撃者もいないうえ、被告人自身の記憶も曖昧であるなど、検察官・弁護人の双方にとって主張・立証の組み立てが大変困難な事案でした。しかも、同大会では、冒頭陳述や論告弁論、尋問事項に至るまで一切シナリオはなく、参加生徒が自分たちで主張・立証を組立て、実際の法廷で検察官・弁護人等を演じなくてはならないのです。もちろん、刑事訴訟法の専門的知識が必要な部分については、検察官や支援担当弁護士が情報を提供しますが、それのみで簡単に太刀打ちできるはずもありません。おそらく、初めて事件記録を見た生徒たちは、「泳げないのにプールに落とされた」感覚だったことでしょう。私は、高井英城委員、押田美緒委員とともに、湘南白百合学園の支援を担当しましたが、生徒たちは皆、事件記録の分析に戸惑い、主張・立証の具体的なイメージ作りに大変苦心していました。

しかし、夏休みに入って本番の1,2週間前ともなると、いよいよ生徒たちも「本気モード」に突入し、記録の読み込みや生徒間での議論もみるみる深まっていきます。ときには、弁護士も驚く斬新な発見やアイディアも飛び出し、主張・立証方針が形作られていきます。こうして、最初は受け身で頼りなく見えた生徒たちも、本番が近づくにつれ、みるみる成長し、主体的に取り組むようになってきます。また、支援担当弁護士も、一人一人の生徒の個性が分かるようになり、質問の仕方や緊張をほぐすための雑談をするタイミングを図れるようになってきます。

こうしてチームがうち解けてきたころには、あっという間に本番を迎ってしまいます。本番になると、もう支援担当弁護士の出る幕はありません。まるで我が事のように傍聴席で試合を見守るのですが、そこには

相手方の出方により事前準備の内容を自在に変化させ、自信を持って迫力のある主張・立証を展開する、たくましい生徒の姿がありました。

後日、写真をいただいたのですが、堂々とした生徒の姿に混じって、妙にやつれて老け込んだ私がこっそり写っており、さながら「おじいちゃんと孫」の様な図に苦笑いをしてしまいました。

模擬裁判選手権の終了後、生徒たちと意見交換する機会に恵まれました。生徒たちからは、「普段自分の主張を言う機会は少ないが、そのようなことを積極的にできるこの大会に参加できてよかった」、「同じ記録を分析しながらも、検察官・弁護人双方で違った評価ができるところが大変重要だと思った」等の感想が寄せられました。高井委員からは、生徒たちに向けて「物事を多角的に見た経験を忘れないで欲しい」との話があり、生徒たちも熱心に聞いていました。

私としては、生徒たちに刑事事件の当事者の立場になりきることで、日頃感じることのない責任感や緊張感を感じてもらいたいと思っていました。本大会の題材は、被害者が不幸にも亡くなった事件で、検察官役の生徒は、被害者やその親族らの心情や、正義の実現のため、被害者を死に至らしめた被告人の責任を追及するべく、記録を徹底的に分析して鋭い主張を行う必要があります。弁護人役の生徒は、無実の罪で服役させられる危険のある被告人のために、全力で弁護活動をする必要があります。また、証人役や被告人役の生徒も、人間関係が複雑な事案のため、それを表現するのに大変苦労していたようです。酷暑の中、生徒たちは、そのような重い課題をしっかりと自分の問題として背負い、悩み、考え抜いて、その成果を見事に本番で出しきっていたように思います。

模擬裁判というと、細かな法律知識や表現技術が重視されるように思われるかもしれません、実際には、法の趣旨や人間の行動原理など人間社会の基本原理に対する深い思慮や洞察力と、小さな準備をこつこつ積み重ねる努力が重要です。生徒たちがその点をおざなりにせず、誠実に向き合ったことが、この模擬裁判選手権の最大の成果だったのではないでしょうか。

当たり前ですが、このことは我々弁護士の世界でも全く同じことが言えるでしょう。現在、私の執務席の後ろには、生徒から贈られた色紙が飾られています。毎日生徒たちに背中から覗かれていると、自然と仕事に力が入ってきます。

また、生徒たちの活躍の陰には、生徒のご家族、学校関係者、日弁連担当委員、直前リハーサル・本番の応援に参加した弁護士などの暖かいご支援があったことも忘れることができません。この場を借りて皆様に心より御礼申し上げますとともに、今後も模擬裁判選手権へのご協力をお願いする次第です。

(法教育委員会委員 入坂 剛太)



# 横浜弁護士会 Summer School サマースクール2010

2010年8月2日、横浜弁護士会主催（後援：横浜地方裁判所、横浜地方検察庁）の「サマースクール2010」が横浜弁護士会館において開催されました。約60名の中学生・高校生が、6班に分かれて、午前中は法律家の働く施設見学、午後は模擬裁判に取り組みました。

午前中は、横浜地方裁判所、横浜地方検察庁、横浜弁護士会館の3つの施設を見学しました。

横浜地方裁判所では、裁判員候補者として呼ばれたという設定で裁判所内を見学しました。

まず、裁判員候補者の待機室に入り、説明を受けました。次に、裁判員候補者が裁判長から質問を受ける質問手続室へと移動しました。質問手続には検察官・弁護人も同席するので、大きな楕円形のテーブルが置いてありました。

その後はいよいよ法廷見学です。横浜地方裁判所で一番大きな101号法廷を見学しました。今回は特別に、裁判官席にも入れてもらい本物の法服を着て記念撮影をしました。普段は写真撮影が禁止されている法廷内で法服を着て写真を撮ることができたことは、参加者にとって大変貴重な経験でした。

横浜地方検察庁では、まず、取調室を見学しました。ここも普段は見学できない場所ですが、特別に見学することができました。ここで、検察官から事件発生から裁判までの流れを説明してもらいました。また、防弾チョッキや手錠などを実際に手にとって見せてもらいました。

次に、証拠品保管庫や記録保管庫を見学しました。証拠品保管庫では、犯罪に使われた道具や、偽造品な

どを見せてもらいました。記録保管庫には、膨大な量の事件記録が整然と棚に並んでいました。横浜地方検察庁では、弁護士でも普段見ることができないものを見せてもらい、引率した弁護士も大変興味深く見学できました。

横浜弁護士会館では、弁護士の仕事についての説明と弁護士会の役割について、特に、法律相談の紹介や、当番弁護士の依頼事務等の仕事について説明を受けました。

午後は、恒例の模擬裁判です。事実認定の方法について弁護士が説明をした後で、裁判官役、検察官役、弁護人役、それぞれの班に分かれて模擬裁判をしました。

被告人役の弁護士が手錠腰繩という姿で刑務官と共に入廷し、手錠を外されたあと、裁判官の入廷となります。

裁判官役、検察官役、弁護人役の参加者がシナリオにしたがってそれぞれの役を演じます。準備時間は少ししかなかったにもかかわらず、堂々たる演技でした。

模擬裁判の後は、班ごとに分かれて、被告人は有罪か無罪かについて評議しました。まずは事実認定講義で教わった方法で、熱心に資料を見返しながら自分の意見をまとめ、自分と同じ意見も違う意見も聞いた後で、自分たちの班の意見をまとめました。最後に各班の意見を発表し、弁護士と検察官からの講評を受けました。

今年のサマースクールは、普段は見ることができない裁判所や検察庁の施設を見学できたことはもちろん、模擬裁判でも熱心な意見交換ができました。来年もまた新しい企画でサマースクールを実施する予定なので、ご期待下さい。

（サマースクール2010 校長 法教育委員会委員 飯田 学史）

## 生徒の声

○思っていたより凄くてちょっと感動しました。 中学3年  
○特に印象に残っているのは、検察庁で見た拳銃です。命があるような凶器で奪われてしまうなんて、とても悲しいことです。あの場所には、殺された人、またその家族の悲しみがつまっていると思います。 中学1年

○裁判劇をしてみて、有罪か無罪かの判断は被告人しか本当の答えを知らないことを実感し、裁判官という仕事の難しさと重要さを感じた。 中学3年

○これからはニュースなどを見るときに、ただ単に無罪か有罪かを見るのではなく、それまでの過程や自分ならどうするかを自分の頭で考えてみようと思います。 中学3年

○校長先生が卒業式のときにおしゃっていた「被告人は裁判をするときに、どうして手錠を外すのか?」というのは私も思いました。私の考えた答えとしては、被告人は心が自由にされないと、本当のことを言う気分にはなれないからかなあ、と思いました。 中学3年

○私はもともと、検事になりたいと思っていたので、最初は模擬裁判での役が弁護人で少しがっかりしたのですが、今回、



触れてみて、弁護士の仕事にも興味がわきました。高校2年  
○家の近くに裁判所があって、毎回通るたびにどうなっているのだろう?…と思っていました。今回、このような企画で体験することが、とても嬉しかったです。特に法廷を生で見れる機会はなかなか無いことだと思うし、裁判官席に座ることまででき、とてもいい勉強になりました。 中学3年

○模擬裁判では弁護士側に立って考えてみると、テレビドラマとは逆の立場で難しかったです。検察側と弁護士側の両方の意見を取り入れて、判決を下す裁判官は大変だと思いました。 中学3年

○Springの時も来て、今回も是非と思ってきました。 中学3年

○グループごとに話し合いをすることで、いろいろな意見が出てきて私の内の意見も変わってきました。 中学2年

○最後に実際に弁護士の先生方の意見を聞いて、先生方の中でも意見がわかつたのが興味深かったです。 高校2年

○まさか班の中で1人だけ有罪を主張することになるとは思つてませんでした!! (笑) 中学1年



# 関弁連シンポジウム

来年度の関東弁護士会連合会（以下、関弁連）のシンポジウム（主催：第二東京弁護士会）のテーマが法教育と決まりました。現在、シンポジウム実行委員会が立ち上げられ、各弁護士会から委員が派遣されて、準備に追われています。

実は、関弁連のシンポジウムのテーマに法教育を取り上げられるのは今回が二度目になります。2002年茨城で開催されたシンポジウムでも「法教育」がテーマとされ、その成果は「法教育－21世紀を生きる子どもたちのために」（現代人文社・2002年）という本にまとめられました。

最近でこそ、かなり認知度が上がってきた「法教育」という言葉ですが、2002年頃、「法教育」は弁護士会の

活動の中では「どマイナー」な存在。消費者問題対策委員会・子どもの権利委員会等の花形の委員会に隠れた日陰の存在でした。

茨城でのシンポジウムは、「法教育」という言葉が、弁護士会を含む法曹界に本格的にデビューした初のイベントであり、また、このシンポジウムに関わった弁護士や研究者の多くは、後に、法教育の担い手として多方面で活躍することになりました。

関弁連に所属する各弁護士会のほとんどに法教育委員会が設立され、それが積極的な活動を行っている現在の状況は、当時と比較すると隔世の感ですが、そこに至るまでの過程には茨城でのシンポジウムの存在を無視できません。

来年度の東京で開催されるシンポジウムでも、様々な研究発表がなされ、その成果がまとめられる予定です。このシンポジウムが、黎明期を過ぎた法教育に新たな指針を示し、後続の担い手達に影響を与える、重要なイベントになることは間違いないでしょう。

（法教育委員会委員 山田 一誠）



横浜弁護士会

## 法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

こんなことを頼めます…

**裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒に、裁判の説明を行います。

**出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。

**模擬裁判** 皆さんのが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

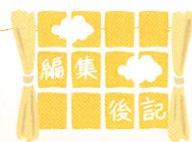
お問合せは

横浜市中区日本大通り9 横浜弁護士会内  
横浜弁護士会法教育センター  
TEL045-211-7707 FAX045-212-2888  
受付時間 月～金 午前10時～12時 午後1時～4時

## 横浜弁護士会のホームページに法教育センターのページができました！

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

皆様、横浜弁護士会ホームページ  
(<http://www.yokoben.or.jp>) にアクセス！



法教育センターニュースも今号で第9号となります。

広報部会の活動は、センターニュースの年2回の定期発行や、法教育センターのホームページの改定作業など多岐にわたります。そのため、打合せや編集作業は毎回夜遅くまで及びますが、締め切りに追われながらも、部会後にはみんなで食事に行くなど、部会員みんなで楽しく活動しています。今号より細貝委員も編集委員として参加することになりました。今後の細貝委員の活躍にもご期待下さい。（村上 貴久）



54期

弁護士

青木 康郎

今回、昭和36年にある学校を卒業された方々のグループの裁判傍聴を引率しました。

社会経験が豊富な方々ばかりですから、参加者に傍聴の経験の有無を尋ねた際にも、「訴訟を起されたとき担当常務だったのです毎回法廷に出ました」など様々なエピソードを聞くことができ、学生を引率する際とは異なる楽しさがありました。傍聴した事件は、弁護人としては非常に

に苦しい事案だったように思いますが、傍聴後、弁護人の先生に事後解説をしていただき、参加者からも「いややっぱり本物は迫力が違いますね」という感想も出るなど、大変有意義な裁判傍聴だったと思います。社会人、それも年齢を重ねられた方々の傍聴は、学生とは異なる視点での質問も多く、私もついのせられて、学生には話さないような大人向けの話もしていました。

これまで何度も裁判傍聴の引率を担当していますが、今回の裁判傍聴引率は参加の方々といろいろな話しもでき、改めて裁判傍聴の楽しさを実感しました。

## 裁判傍聴体験記



編集委員

Law-Related Education



江塚 正二（デスク）

青木 康郎 田丸 明子 河野 隆行

服部 知之 村上 貴久 押田 美緒

細貝嘉満が新たに加わりました。